

総務教育常任委員会資料

(令和3年3月24日)

【件名】

- ・鳥取県教育委員会長寿命化計画（個別施設計画）の策定について（教育環境課）…………… 2
- ・県立夜間中学に関するアンケート調査結果等について（小中学校課）…………… 3
- ・鳥取県教育審議会での検討状況について（令和新時代の本県高等学校教育の在り方について）（高等学校課）…………… 10
- ・第2回鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の概要について
（いじめ・不登校総合対策センター）…………… 17
- ・とっとりデジタルコレクション公開記念シンポジウムの開催について（図書館）…………… 24
- ・企画展「受贈記念 垣田堅二郎(かきた・けんじろう)コレクション展」の開催について
（博物館）…………… 25

教 育 委 員 会

鳥取県教育委員会長寿命化計画（個別施設計画）の策定について

令和3年3月24日
教 育 環 境 課

県立学校、社会教育施設等の教育委員会所管施設における今後の改修方針や改修時期等を示す「鳥取県教育委員会長寿命化計画（個別施設計画）」を策定しましたので概要を報告します。

1 目的

施設を安全、安心して利用できる環境を確保するとともに、今後見込まれる中長期的な改修等に係るトータルの経費の縮減、財政負担の平準化を図り、持続可能な施設整備及び維持管理を実現する。

2 計画の位置付け

鳥取県の公共施設等の管理に係る基本的な方針である鳥取県公共施設等総合管理計画の下位計画として位置付ける。

3 課題

県立学校等は、児童生徒の急増期にあたる昭和40年代後半から昭和50年代前半にかけて建築された施設が多く、建築後40年以上経過する施設が約45%を占めている。今後、改築や大規模改修等の施設整備需要が増加し、多額の財政負担が必要となる。

4 長寿命化の実施計画等

（1）県立学校等の施設整備方針

- ア 長寿命化の推進（建築後50年経過を目安にした改築から目標使用年数を80年へ）
- イ 機能維持・回復（不具合が生じてから改修等を行う「事後保全」から予防的な改修等を行う「予防保全」へ）

（2）計画期間

2021（令和3）年度から2035（令和17）年度までの15年間

※施設の状態や施設整備の進捗状況等を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを行う。

（3）ホームページへの掲示 (<https://www.pref.tottori.lg.jp/296215.htm>)

5 施設整備費の削減効果

本計画に基づき施設整備を行った場合、従来の整備方法に比べ以下のとおり施設整備費の削減が見込まれる。

- ・ 15年間（累計） **571億円削減**（814億円 → 243億円）
- ・ 年平均 **38億円削減**（54億円 → 16億円）

6 長寿命化計画の継続的運用

施設の点検結果や改修履歴等を県立学校等の関係機関と情報共有し、長寿命化計画の効果的な運用を図る。

また、整備の進捗状況等を継続的に把握し、県立学校の在り方検討等の状況を踏まえ、計画の見直しを行う。

県立夜間中学に関するアンケート調査結果等について

令和3年3月24日 小中学校課

1 設置に向けた検討経緯

- 平成30年 3月 定例教育委員会で県教育審議会夜間中学等調査研究部会の設置決定
・市町村等と連携してニーズ調査や設置への課題等の調査研究(2年間：H30・R1)
- 令和 2年 2月 夜間中学等調査研究部会から県教育委員会への報告書提出
- 令和 2年 3月 ⇒定例教育委員会で公立の夜間中学の設置を検討することを決定
- 令和 2年 7月 市町村教育委員会教育長から県立での夜間中学の設置を求める要望
⇒定例教育委員会で県立での設置を検討することを決定
- 令和 2年 9月 県立夜間中学の設置に向け専門家等による検討委員会立上げ

<鳥取県夜間中学設置検討委員会>

(第1回)令和2年9月4日(金)

- ・協議事項：設置検討にかかる課題・学校形態、新たなニーズ調査、スケジュール
- ・委員：学識経験者, 外国人支援関係者, 民間不登校支援関係者, 市町村教育委員会代表, 県中学校長会代表

- 令和2年12月～令和3年2月 県立夜間中学に関するアンケート調査

2 県立夜間中学に関するアンケート調査

(1) 調査期間 令和2年12月3日(木)から令和3年2月26日(金)まで

(2) 調査対象

- ・現在想定される入学対象者：①義務教育未修了者、②外国籍の者、③形式的卒業者、④不登校の学齢生徒
- ・支援者、保護者：入学対象者と関わりがあり、支援等を行っている団体(公的機関、NPO法人等)や個人及び入学対象者の保護者や後見人等

(3) 調査方法

多くの方から回答が得られるよう、関係する支援者(団体)の掘り起こし・訪問を行い、アンケート調査が入学対象者に届くようにするとともに、多くの方が回答しやすいよう、電子アンケート(県電子申請サービス)を活用し、新聞広告にQRコードを添付したり、SNSで周知を図ったりするなどの工夫を行った。

- ・支援団体等を訪問しての調査回答依頼(24施設、延べ30回訪問)
- ・アンケート配架(依頼)(246施設)
- ・SNS広告(929万回の表示回数、1.1万回のリンククリック)※広報課事業
- ・新聞広告(令和2年12月12日(土) 日本海新聞)※広報課事業

(4) アンケート結果概要

- ① 回答総数325名(本人113名、支援者・保護者212名)
- ② 本人用アンケート113名

区分	義務教育未修了者	外国籍の者	形式的卒業者	不登校の学齢生徒	その他	合計
通ってみたい	1	3	19	3	7	33
通ってみたいくない	1	0	8	7	11	27
分からない	0	2	22	10	19	53

③ 支援者・保護者アンケート212名

- ・夜間中学のことを知らせたいと思う人がいるか⇒思いつく人がいる59件/身近にいる48件
<内訳>・義務教育未修了者4件・外国籍の者19件・形式的卒業者62件・不登校の学齢生徒64件※複数回答
- ・自由記述あり108名(設置を希望23名、概ね賛成71名、他機関の充実10名、設置の必要なし4名)

<参考：県立夜間中学に関するアンケート調査自由記述(要約)>

【本人】

- ・中学の頃の勉強をしたいと思っけていてもなかなか一人で学ぶのはハードルが高く、何から始めていいかわからないが、夜間中学ができれば抜けている勉強ができ嬉しい。何かしら劣等感も薄れるように思う。
- ・中学時代にイジメられて半年ほど不登校になり、復学したら勉強内容が全く分からなくなってしまい、勉強に楽しみを見出す事ができなくなってしまったので利用したい。

【支援者】

- ・自分は今学生ですが、中学時代ほとんど教室外登校で過ごしたので、習うべきだった数学や英語を全くと言っていいほど習っていない。就職先や進学先によっては中学校で習うべき基礎が重要になることも多いと思うので、通えなかった大人、通えていない中学生の人たちの為にもそういった学校があればと思う。

3 設置検討にあたっての論点

これまで夜間中学設置の検討にあたっては不登校の学齢生徒を対象として検討を行っていたが、まずは他県の多くの事例と同様に形式的卒業生や外国籍の方など、学齢期を経過した者であって、学校における就学の機会が提供されなかったもののうち、その機会の提供を希望する者を対象として検討を行う。

不登校の学齢生徒については、拙速に夜間中学の対象者とするのではなく、まずは既存の不登校対策の検証や対策の充実について、義務教育を一義的に所管する市町村教育委員会やフリースクール等の関係機関等と総合的な観点で議論を行い、支援策を検討することとする。

<参考：県立夜間中学に関するアンケート調査自由記述（不登校の学齢生徒関係）>

【支援者】

- ・不登校の子どもは、外に出るエネルギーや人と話をすることなどが苦手なケースがあり、夜間中学に通うことが難しいのではないかと思います。個別の支援や通信制教育を充実させた方がよいのではないかと思います。
- ・たとえ県に一ヶ所の夜間中学が出来たとしても、交通の便などからも通うことは現実的ではない気がする。学びの場の選択肢の一つとして鳥取県にも夜間中学が設置されることについて反対ではないが、不登校の子どもたちの支援には別の居場所の充実が急務ではないか。「全国の一歩先行く子育て支援」を進められている鳥取県で、更なる早急な施策の実現を願っている。
- ・不登校により、学習機会が少なかった子ども達を指導しているが、見知らぬ人が居る所に通う事が難しい又は苦痛に感じて辞めていく子ども達も多くいるので、オンライン授業での県立の夜間中学があるとよいと思う。

4 3月定例教育委員会

(1) 日 時 令和3年3月20日(土)

(2) 協議事項 県立夜間中学に関するアンケート調査結果等について

(3) 協議概要 このたびの県立夜間中学に関するアンケート調査において、これまで把握することのできなかつた形式的卒業生を含めて一定程度のニーズが判明したことから、令和3年度春に鳥取県夜間中学設置検討委員会を開催する等して、県立夜間中学設置に向け具体的な検討を進める。なお、不登校の学齢生徒については、拙速に夜間中学の対象者とするのではなく、市町村教育委員会等を交え総合的な観点で不登校対策の議論を行い、支援策を検討する。

(主な意見)

- ・不登校の学齢生徒の対応は、市町村の問題であるとしても、特に対象者の少ない町村では対応が難しいところがあり、県がアドバイスや協力を行う必要がある。
- ・夜間中学があると、現在夜間中学に行かなくても、将来的に夜間中学に行くことができると考えることもでき、行けるところがあるということが夜間中学設置の価値でもある。

5 今後の進め方

令和3年度当初に、第2回鳥取県夜間中学設置検討委員会を開催し、県立夜間中学設置に向け具体的な検討を進めるとともに、シンポジウムを開催するなどして、県民への夜間中学にかかる周知を図っていく予定であり、取組状況・方針等について県議会に随時報告しながら進めていく。

県立夜間中学設置にかかるスケジュール案等について

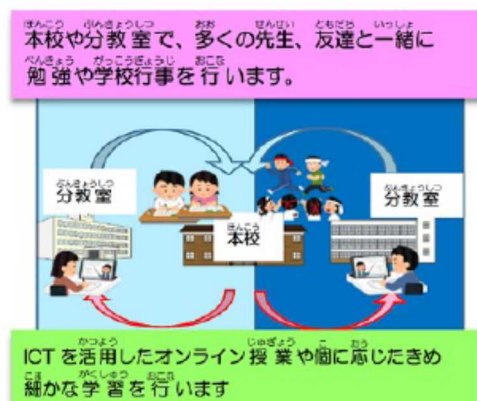
1 県立夜間中学設置に向けたスケジュール案

年 度	区 分	取 組 内 容
令和2年度		<ul style="list-style-type: none"> ○夜間中学にかかる市町村との意見交換 ○県立夜間中学設置を求める要望書受領 (鳥取県都市教育長会及び鳥取県町村教育長会) ○鳥取県夜間中学設置検討委員会設置及び第1回検討委員会開催 (学校形態(案)、スケジュール等の検討) ○ニーズ調査実施 ○夜間中学広報活動(オンライン活用)※準備中
令和3年度	【STEP 1】 夜間中学の概要決定 及びニーズ把握等	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回検討委員会(ニーズ調査を踏まえた学校形態・設置場所・開設時期【案】について等) ○総合教育会議 ○夜間中学シンポジウム(参集型) ○第3回検討委員会(ニーズ調査を踏まえた学校形態・設置場所・開設時期について等) ⇒【教育委員会】県立夜間中学にかかる教育委員会案の決定 ○令和4年度予算検討・要求 ⇒【県議会】2月議会・当初予算
令和4年度	【STEP 2】 夜間中学の詳細決定 及び広報活動等	<ul style="list-style-type: none"> ○教育内容等にかかる検討 <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程 ・就学助成制度適用 ・生徒数、教職員数等 ・(遠隔教育特例校申請) ○関係条例・規則等の整備 ○県立夜間中学に係る広報、体験会の開催等 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村、住民への広報等 ○施設改修等
令和5年度	【STEP 3】 開校に向けた入学者 受入れ及び授業実施 にかかる準備	<ul style="list-style-type: none"> ○学級編制、教育課程編成等決定 ○教員研修等の実施 ○入学希望者募集開始 <ul style="list-style-type: none"> ・入学希望者への説明会の開催 ・入学希望者への面接実施・選考 ○施設設備整備・改修
令和6年度	開校	

2 学校形態案

(1) 県立夜間中学のあり方(考え方)について

- 県立夜間中学に関するアンケート調査において、形式的卒業生等から一定程度のニーズがあることが判明できたことから、まずは既存施設を活用するなどコンパクトな形の設置を目指して取り組みを進めることとし、開設によりニーズ、入学意向が高まることがあれば、それに応じた対応を行う。
- 県立夜間中学として、県内すべての中学校教育を求める方に学びの保障を行うため、本校の他、分教室(サテライト)を設け、またオンライン授業などを組み込みことで、ICTを積極的に活用した新たな学びに取り組む。



(県立夜間中学イメージ※アンケート調査資料より)

区分	内容
開設時期	令和6年4月
対象者	○義務教育未修了者○外国籍の者○形式的卒業者※不登校学齢生徒の取扱は2ページ目のとおり。
教職員配置 (定数)	<ul style="list-style-type: none"> ・3学級の場合(分教室を含む): 校長、教頭、教諭6名、養護教諭1、事務職員1 ・4学級の場合(分教室を含む): 校長、教頭、教諭7名、養護教諭1、事務職員1 ・5学級の場合(分教室を含む): 校長、教頭、教諭8名、養護教諭1、事務職員1 ※不足分は会計年度任用職員等で対応
設置場所	○利便性のよい市部を中心に検討 【設置形態】 既存施設の空き教室等を活用し、必要に応じて改修を行うとともに、必要に応じ本校のほか簡易の形での分教室設置を検討するなど、コンパクトな形の設置を目指す。

(2)経費について

区分	内容
人件費	教職員給与等
学校運営費	光熱水費、消耗品費、雑費等
大規模改修等	教室仕様改修(壁撤去、パーテーション工事等)、トイレ改修、空調設置等
設備費	机、椅子、パソコン等

<国庫について>

- ・県立夜間中学にかかる人件費、学校運営費などの経費については、市町村立の中学校と同様に、国庫負担、交付税措置の対象となる。
- ・公立学校施設整備に要する経費の他、スクールカウンセラー等活用事業や帰国・外国人児童生徒等支援事業など各種国庫事業についても同様。

【夜間中学新設準備・運営補助事業(令和8年度終了) ※国1/3】

区分	補助金額(上限)	対象経費
開設準備を行う2年間	年4,000千円	協議会設置、コーディネーター雇用、ニーズ調査、広報活動などの設置準備に係る経費等
開設後3年間	年2,500千円	円滑な運営にかかる経費(経済的負担を考慮した効果的な学校行事等にかかる費用、専門スタッフ(看護師や通訳など)を活用した教育活動にかかる費用等)

鳥取県立夜間中学等に関するアンケート調査について<調査結果のポイント>

令和3年3月17日集計時点

小中学校課

1 調査概要

(1) 調査の対象及び内容

鳥取県内在住の、①義務教育未修了者②外国籍の者③形式的卒業生④不登校の学齢生徒、上記①から④に対する支援者・保護者等を対象に、①本人用、②支援者・保護者用の2種類のアンケートを用意し、調査を実施（調査期間：令和2年12月3日から令和3年2月26日まで）。

【本人用アンケート】

日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語、ベトナム語の6種類の言語で、年齢・国籍・居住地等の属性を尋ねた上で、県立夜間中学が設置された場合の通学希望や、通学とした場合の県立夜間中学の形態、通学可能な時間帯等を尋ねる内容のアンケートを作成。鳥取県電子申請サービスと紙媒体による2通りで実施。

【支援者・保護者用アンケート】

周りに夜間中学のことを知らせたい人がいるかどうか等を尋ねる内容の支援者・保護者用アンケートを作成。とっとり電子申請サービスと紙媒体による2通りで実施。

(2) 周知方法

- ・鳥取県教育委員会ホームページの県立夜間中学のページにとっとり電子申請サービスへのリンクを掲載し、回答を求めた。
- ・新聞への広告掲載、LINEニュースやYAHOOニュースへの広告掲載、鳥取県教育委員会のTwitterによるアンケートの告知により回答を求めた。
- ・県内各地の関係機関（別紙1参照）を訪問し、アンケートへの協力を依頼した。
- ・県内各地の関係機関（別紙2参照）に依頼文を発出し、アンケートチラシの配架等を依頼した。

2 回収件数

【本人用アンケート】

113件（とっとり電子申請サービスによる回答：73件、紙媒体による回答：40件）

<回答者の属性>

- ① 義務教育未修了者2件、②外国籍の者5件、③形式的卒業生50件、④不登校の学齢生徒20件、①から④に該当しない者36件

【支援者・保護者用アンケート】

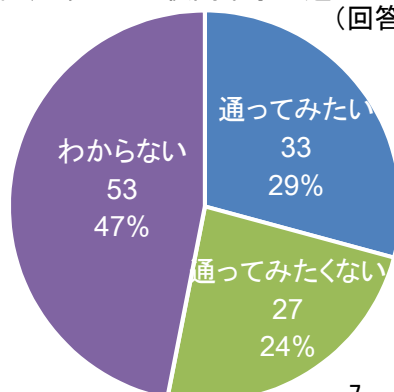
212件（とっとり電子申請サービスによる回答：99件、紙媒体による回答：113件）

3 アンケート結果の概要

(1) 本人用調査

本人用調査の回答113件のうち、33件（29%）が「夜間中学があった場合、通ってみたい」という回答。

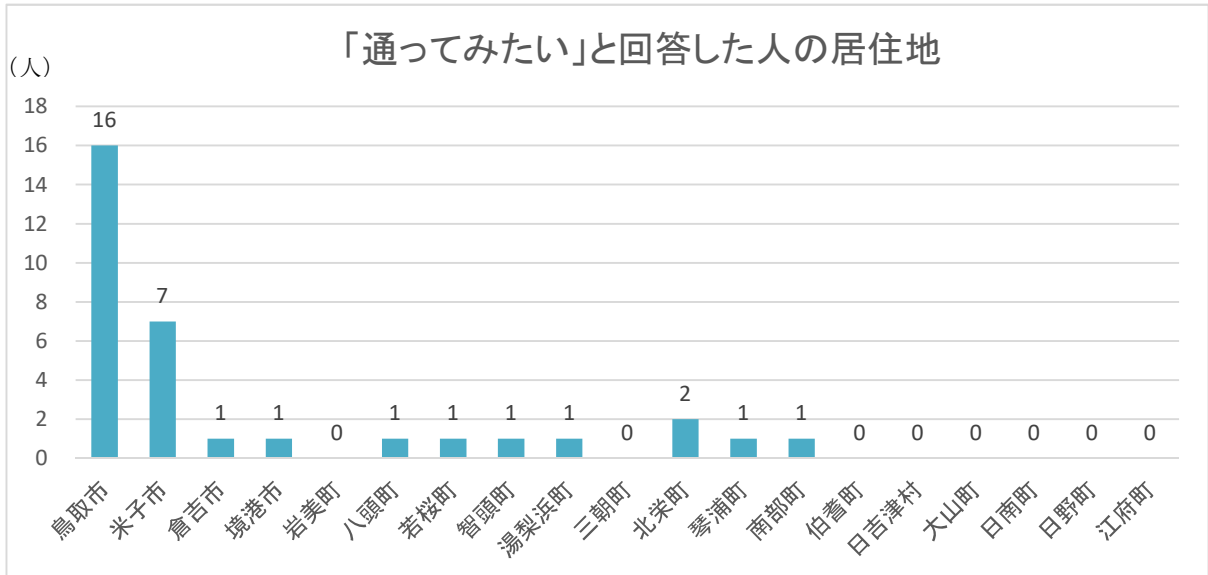
夜間中学があった場合、あなたは夜間中学に通ってみたいと思いますか
(回答総数113)



< 「通ってみたい」と回答した人の属性 >

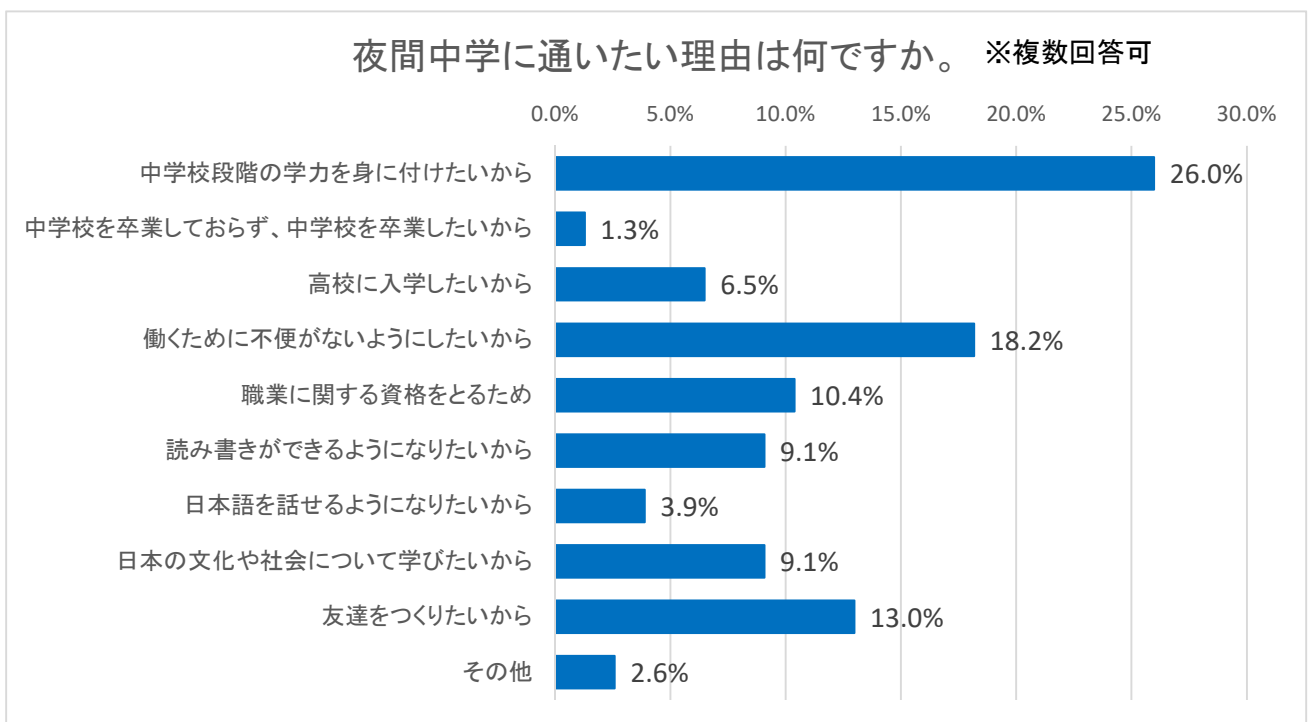
- ・義務教育未修了者 1 名（鳥取市）
- ・外国籍の者 3 名（鳥取市 1、米子市 1、境港市 1）
- ・形式的卒業生 19 名（鳥取市 9、米子市 4、倉吉市 1、八頭町 1、智頭町 1、北栄町 1、琴浦町 1、南部町 1）
- ・不登校の学齢生徒 3 名（鳥取市 1、若桜町 1、湯梨浜町 1）
- ・選択肢にあてはまるものがない者 7 名（鳥取市 4、米子市 2、北栄町 1）

< 「通ってみたい」と回答した人の居住地 >



○夜間中学に通いたい理由

「夜間中学があった場合、通ってみたい」と答えた人の理由としては、「中学校段階の学力を身に付けたいから」が 26.0% で最も高く、次いで「働くために不便がないようにしたいから（18.2%）」、「友達をつくりたいから（13.0%）」となっている。

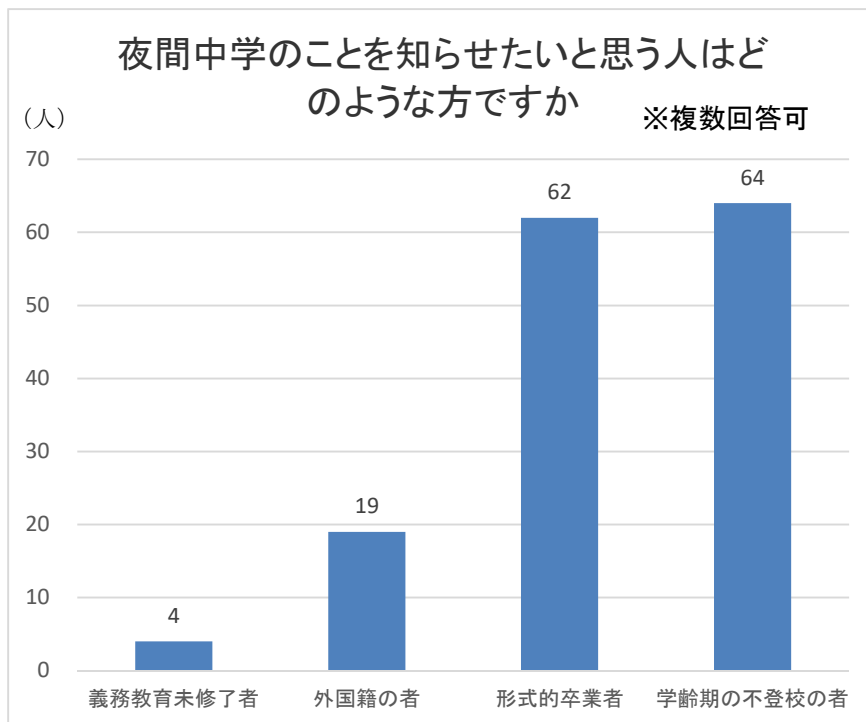


(2) 支援者用アンケート

支援者用調査の回答212件のうち、「夜間中学のことを知らせたいと思う人がいるか」という質問に対し、「思いつく人がいる／場所(団体、職場など)がある」という回答が59件、「身近にいる」という回答が48件寄せられた。

夜間中学のことを知らせたいのはどのような者かについては、①義務教育未修了者4件、②外国籍の者19件、③形式的卒業生62件、④不登校の学齢生徒64件となっている。

夜間中学のことを知らせたい者の年代は10代が65件、20代が19件、30代が14件、40代が6件、50代が4件、60代以上が7件となっている。



鳥取県教育審議会での検討状況について
(令和新時代の本県高等学校教育の在り方について)

令和3年3月24日
 高等学校課

令和2年2月20日に県教育委員会から県教育審議会へ「令和新時代の本県高等学校教育の在り方について」諮問し、同審議会の学校等教育分科会ではその中で示した検討の観点に基づいて令和3年度内の答申に向けて議論を進められているところですが、現段階までの検討状況について報告します。

1 県教育審議会及び学校等教育分科会の開催状況

	議題 等
第1回分科会 (R2.7.3)	●諮問について ●個別最適化された学び
第2回分科会 (R2.9.4)	●現基本方針について ●普通学科の在り方①
第3回分科会 (R2.11.25)	●新型コロナウイルス感染症以後の高校教育の在り方 ●学校の適正な規模と配置①
第4回分科会 (R2.12.22)	●専門学科・総合学科の在り方① ●特別な支援が必要な生徒に対する指導
第5回分科会 (R3.1.18)	●ICTや先端技術を活用した学び ●定時制・通信制課程の在り方
第6回分科会 (R3.2.5)	●論点整理
審議会 (R3.2.17)	●分科会での検討状況

2 これまでの議論を踏まえた主な論点

<新型コロナウイルス感染症への対応>

○世界で起こっていることや様々な変化をベースにしながら、令和8年度以降の県立高校の在り方を考えていく視点が大切である。

<個別最適化な学び>

- 多様な学習の機会や場の積極的な活用を図り、一人一人の生徒が自分自身の成長を実現できる個別最適化された学びを進める。
- 小規模校等における生徒の学びの選択肢を広げるため、遠隔教育での単位認定等を制度化する。

<ふるさとキャリア教育>

- 将来県外に出ても県内に残っても、自分が住んでいる地域を守れる力を身に付けることが重要である。
- 地域との協働を大事にしながら、地域の力をいかに使って地域の方と一緒に子どもたちを育てていくというスタンスが求められる。

<地域から世界へ>

○豊かな国際感覚や人権感覚、外国語によるコミュニケーション能力を培うことにより、ダイバーシティ（多様性（様々な人種・国籍・性・年齢など））の中で活躍できる人材の育成を図る。

<普通学科・専門学科の在り方>

- 普通学科でも、農業や工業等の専門科目を受けられ、単位認定されるシステムを構築する。
- 高校と産学官等との連携を強化し、コンソーシアムを立ち上げて職業人育成のための教育課程を編成するなど、地域を支える職業人の育成や、地域産業界の持続可能な活性化を図る。

<特別な支援が必要な生徒への支援>

- 不登校、精神疾患への対応が必要な生徒等への支援には人的な配置が必要である。
- 小中高で進学しても障がいのある生徒への切れ目のない支援が行えるよう、生徒や保護者のニーズをまとめる中継ぎの機関が必要である。

<定時制・通信制の在り方>

- 自己肯定感を高める機会が少なかった生徒に「自分もやれる」という成功体験や自己有用感を経験させて、成長・自立へ導く取組が不可欠である。

<生徒減少の中での学級規模、中山間地域の小規模校の在り方>

- 県内の子ども数が今後減少し続けることが推計される中、「社会資本の効率的整備」、「生徒同士の切磋琢磨、多様性の確保」等の理由により学校の再編等の検討が必要となる。
- 生徒減に対して、学級減ではなく少人数指導に活路を見つけて、生徒一人ひとりに目を向けた教育を行う方向を考えていく必要がある。
- 中山間地域の学校と市街地の学校との学級数に対する考え方はフレックスであるべきである。
- 積極的に県外の生徒を募集し、寮の充実など住環境整備を進める必要がある。
- 設置者の壁を超えて、県と高校がある地元の自治体が連携協働を図りながら町づくり・人づくりをやっていくという観点が必要である。

<ICTの利活用>

- 学びの中で、いつでも、どこでもICTを活用できる環境整備を進めていく必要がある。
- 教員がICTの活用に柔軟に取り組もうとする意識の醸成と、それを支援できる専門員の配置が必要である。

<その他>

- 教員に求められる資質等についても、答申で触れるべきである。
- 教員を中心にしつつも、教職外の職種の人たちを生かしながら多様な教育課題に向き合うため、教育の担い手の多様化をどう考えていくのかという視点が必要である。

3 今後のスケジュール案

	議題 等		
第7回 (R3.4月)	●普通学科・専門学科・総合学科の在り方② ●答申に向けて①		
第8回 (R3.5月)	●学校の適正な規模と配置② ●答申に向けて②		
(随 時)	<table border="1"><tr><td>教育審議会</td><td>常任委員会</td></tr></table>	教育審議会	常任委員会
教育審議会	常任委員会		
第9回 (R3.7月)	●答申(案)		
(R3.8月)	答申の最終調整		
(R3.9月)	答申		

⇒ 基本方針の策定は令和5年度中を予定

令和新時代の本県高等学校教育の在り方について (これまでの議論を踏まえた論点整理のイメージ)

令和3年3月24日
高等学校課

1 検討の観点

(1) 新しい時代における魅力ある県立高等学校づくりの方策

- ① Society5.0 時代を見据えた生徒一人一人の能力を最大限伸ばす個別最適化された学び
- ② 将来の地域を支える人材を育てるふるさとキャリア教育の推進
- ③ 地域から問題提起し、世界に貢献する行動ができる力を育成する学び
- ④ 高等学校教育の普通科改革に対応した本県の普通学科の在り方
- ⑤ 地域の産業界を支える視点での本県の専門学科の在り方
- ⑥ 特別な支援が必要な生徒に対する指導及び支援の在り方
- ⑦ 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方

(2) 新しい時代における県立高等学校の教育環境整備の方策

- ⑧ 今後も続く生徒減少の中での学校規模の在り方
- ⑨ 普通学科と専門学科、総合学科との適正配置の在り方
- ⑩ 中山間地の小規模校の在り方
- ⑪ 公立・私立高等学校、高等専門学校の役割分担や連携の在り方
- ⑫ Society5.0 の社会に対応した ICT 利活用教育に関する学校施設・設備の在り方

2 論点の整理 (取組の方向性・ポイント)

新型コロナウイルス感染症への対応について

- この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、県内でも3月およびゴールデンウィーク前に臨時休業措置がとられた。5月には、分散登校による授業や自宅におけるオンライン授業等、三密回避の様々な授業形態がとられ、学びの姿が大きく変化したにも関わらず、生徒たちは柔軟に対応しており、その姿に希望を感じたところである。
- 県教育委員会は「子どもたちの学びを止めない」を合言葉に、各高校で様々な工夫が行われた。また、各種スポーツ大会や文化の大会が中止、延期となる中、その代替として「コロナに打ち勝て！わかとり夢の特別大会」を開催したり、県内等修学旅行支援事業として生徒がふるさとについて学ぶ機会を創出したりするなど、生徒が充実した高校生活を送れるよう取組がなされた。
- コロナ禍という今、世界で起こっていることや様々な変化をベースにしなが、令和8年度以降の県立高校の在り方を考えていく視点が大切である。
- ICT環境が大きく変化し、その環境整備とともに、オンライン学習が急速に普及しつつある中でも、コロナ禍をきっかけとした経済格差の問題や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や、誹謗中傷などの不当な行為の問題が生じていることにも十分対応していくことが求められる。

① Society5.0 時代を見据えた生徒一人一人の能力を最大限伸ばす個別最適化された学び

- 生徒一人ひとりの個性を大切に、その特性を生かし、生きていくための力をつける学びや、好奇心を大切に、体験と実践を伴った探究的な学びを推進し、感性や知性に基づく独創性や集団の中での対話等を通じて、世界を広げる創造力といった人間の魅力（人の強み）の育成を目指す。
- 教師の指導、支援による伴走的な教育により、生徒の主体的で自走的な学びを芽生えさせ、一人一人の生徒が地域の様々な教育資源等を活用して、いつでも、どこでも学ぶことができる学習環境の整備を図る。
- 多様な学習の機会や場の積極的な活用を図り、一人一人の生徒が自分自身の成長を実現できる個別最適化された学びを進める。
- 小規模校等における生徒の学びの選択肢を広げるため、遠隔教育での単位認定等を制度化する。

②将来の地域を支える人材を育てるふるさとキャリア教育の推進

- 将来県外に出ても県内に残っても、自分の住んでいる地域を守ることができる力を身に付けることは、学力の育成と同様に重要である。
- 学びの中に、地域とのつながりが実感できる場面や、様々な人や職業があって社会が成り立っていることを体感する機会を作るなどの工夫を行うことで、主体的に社会に参画し、自分らしい生活を実現できる自立した生徒を育成する。
- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用するなど、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える。
- 地域との協働を大事にしながら、地域の力をいかに使って地域の方と一緒に子どもたちを育てていくというスタンスが求められる。

③地域から問題提起し、世界に貢献する行動ができる力を育成する学び

- 問題提起しながら物事を考えるトレーニング（PBL）を繰り返し、明確な答えが無い中で、何をすればよいのか自ら考え、最適解を見つけていく学びを推進する。
- 日常生活の中から課題を敏感に捉え、その課題を追究する活動において、構想を組み立てて行動できる実践力を育む。
- 海外高等教育機関や異なる文化的背景を持つ人々との交流や連携などを通して、豊かな国際感覚や人権感覚、外国語によるコミュニケーション能力を培うことにより、ダイバーシティの中で活躍できる人材の育成を図る。

④高等学校教育の普通科改革に対応した本県の普通学科の在り方

- 鳥取西高校におけるSGH（スーパーグローバルハイスクール）、倉吉東高校における国際バカロレア教育、米子東高校におけるSSH（スーパーサイエンスハイスクール）など、特色ある普通科教育を展開する。
- 生徒が主体性を持って多様な人々と協働しながら、地域や学習の中から自ら疑問に感じたことなど課題の発見、深掘りをして、課題解決を行うとともに、その成果をコンクール等でプレゼンテーションができるような能力を身に付けさせるように探究学習を充実させていく。

- 普通科高校の生徒が、農業や工業などの専門高校の授業を受けることができ、その単位が認定できるシステムを構築する。

⑤地域の産業界を支える視点での本県の専門学科の在り方

- 県が定めた高校から大学までの専門的な学びを継続するスーパー農林水産業士制度をモデルとして、職業教育の充実を図る。
- 学校と産業界、行政機関、高等教育機関等との連携を強化し、例えばコンソーシアムを立ち上げて社会に開かれた職業人育成のための教育課程を編成するなど、地域を支える職業人の育成、ひいては、地域産業界の持続可能な活性化を図る。
- 経営者として第一次産業を支えていくために、高校で経営学を学べたらよい。

⑥特別な支援が必要な生徒に対する指導及び支援の在り方

- 学習障がいなどによる学力の偏りや集中力不足により、学習内容が定着しない生徒や、発達障がいなどの二次障がいによる不登校、精神疾患への対応が必要な生徒等への支援には人的な配置が必要であり、特別支援教育支援員などの増員が望まれる。
- 低学年時に困りごとが改善されたとしても、年齢が上がり生活が変わってくれば新たな課題が出てくるため、障がいのある生徒への切れ目のない支援が行えるよう、引継ぎを保護者だけに任せるのではなく、子どもや保護者のニーズをまとめる中継ぎの機関が必要となる。
- 通級による指導は、生徒が自分を見つめ直すことができ、何事に対してもやる気が出るなどの効果が報告されていることから、どの県立高校に在籍していても通級による指導を受けることができるシステムを構築することが求められる。

⑦時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方

- 中学まで自己肯定感が少なかった生徒に「自分もやれる」という成功体験や自己有用感を経験させて、成長・自立へと導く取組が不可欠である。
- 不登校や中途退学の経験者、発達障がい等の特別な支援を必要とする生徒、家庭に問題を抱える生徒等に対し、きめ細やかに対応していくために人的配置の拡充などの教育環境の整備を進めるとともに、地域やハローワーク等の専門機関等と連携することなどにより、社会とのつなぎの部分を実践させることが重要である。

⑧今後も続く生徒減少の中での学校規模の在り方

⑩中山間地の小規模校の在り方

- 令和2年度から令和17年度（0歳児）の県内高校への進学者数は1,016人の減少と推計され、1学年40名計算で約25学級分に該当する規模であり、全日制の22校を維持した場合、学校規模は、1学年で平均3.5学級となり、現行の標準的な学校規模（4～8学級）を割ることから、「社会資本の効率的整備」、「教員数の減とそれに伴う科目の減」、「生徒同士の切磋琢磨、多様性の確保」等の理由により学校の再編等の検討が必要となる。

- 生徒減に対して、学級減ではなく少人数指導に活路を見つけて、生徒一人ひとりに目を向けたしっかりした教育を行う方向を考えていくことが必要である。このことは新型コロナウイルス感染症の収束が見えない今の時期だからこそ、学級編成基準の緩和を国に対して訴えることが可能である。
- 中山間地域の学校と市街地の学校との学級数に対する考え方はフレックスであるべきであり、中山間地域にとって高校の存在は大変大きくなっており、画一的に生徒が減ったという理由で再編を決めるのではなく、規模の縮小や、特色あるカリキュラムの設定等での対応の検討が必要である。
- 鳥取県は自然に恵まれ、災害も少ない安全な県であり、積極的に県外の生徒を募集し、寮の充実など住環境整備を進めることが必要である。
- 設置者の壁を超えて、県と高校がある地元の自治体が連携協働を図りながら町づくり・人づくりをやっていくという観点が必要。

⑨普通学科と専門学科、総合学科との適正配置の在り方

- 現在の普通学科、専門学科、総合学科の割合は 55:35:10 となっており、他県と比較して普通科の割合が低くなっているが、生徒に様々な選択肢を示すことは必要であり、同程度の割合を維持していく。特に、総合学科の場合、普通科目とともに専門科目も学ぶことができることから、中山間地域の小規模校への導入を検討する。

⑩公立・私立高等学校、高等専門学校の役割分担や連携の在り方

- 人口最少の鳥取県では、公立・私立が一緒になって高校教育の課題に取り組まなくてはならない。特に、特別支援教育や不登校に関する対策等の共通する課題については県立と私立が協働して取り組むことが必要である。
- 生徒の数が縮小していく中で、公私比率を守っていても双方が縮小していくだけである。公立・私立がそれぞれ発展していくためには、お互い魅力化や特色化を進め、県内外の中学生から注目されるよう、競い合っていくことも必要である。

⑪Society5.0 の社会に対応した ICT 利活用教育に関する学校施設・設備の在り方

- 社会では DX（デジタル・トランスフォーメーション）が加速しており、学校における学びが大きな転換期を迎えている。よって、学びの中で、いつでも、どこでも ICT を活用できる環境整備を進めていく必要がある。
- 生徒・教員共に一人一台端末の時代に対応できる、SINET（全国の大学や研究機関等を結ぶ情報通信ネットワーク）への接続や大量の情報通信にも耐えうる回線等の設備の充実が不可欠である。
- 教員が ICT の活用に柔軟に取り組もうとする意識の醸成と、それを支援できる専門員の配置が必要である。

令和新時代の本県高等学校教育の在り方について（諮問概要）

1 平成元年度以降の高等学校改革の変遷

- 長期にわたる中学校卒業生数の減少が見込まれる中、社会の変化や生徒の多様化等へ対応するため、各時期に応じた方針を策定し改革を実施。
- 学校数は、平成元年度の28校から令和元年度現在は24校。そのうち統廃合により新たに設置した高校は5校。
- 現在は、「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針[平成31年度～平成37年度]」に基づき、魅力と活力ある学校づくりに取組中。

2 現在の国の動き

- 「高大接続改革」－高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜を通じて学力の3要素を確実に育成する、三者の一体的な改革。
- 高等学校においては、令和2年度から新大学入試制度の導入、令和4年度から新学習指導要領の実施。
- 文部科学省においても中央教育審議会初等中等教育分科会「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会」では、令和元年度からSociety5.0における学びの在り方、求められる人材像について検討を開始。

3 本県高等学校教育の在り方検討の背景

- 少子高齢化の流れに加え、若者を中心とした県外への転出超過が続いている中、持続可能な地域の発展を遂げていくためには、地域の将来を支えていくことのできる人材を育成するという視点が大切。
- また本県の高等学校は、地域社会・産業界とのつながりを醸成しながら、各々の役割や特色を明確に打ち出すとともに、全ての生徒一人一人の能力を最大限伸ばすための教育の実現に取り組むことが必要。
- そのため、県教育委員会として、中学校卒業予定者の大幅な減少が想定される15年先を展望した令和新時代の魅力ある新しい高等学校及び学科の在り方や、高等学校教育の質を問うような抜本的な改革の道筋を明らかにしていく必要がある。

以上のことを踏まえつつ、生徒の減少と社会の急激な変化に対応し、「自立して心豊かに生きる 未来を創造する」人材を育てるための県立高等学校の在り方について、主に次の観点から審議会に検討をお願いするもの。

< 検討の観点 >

1 新しい時代における魅力ある県立高等学校づくりの方策

- Society5.0時代を見据えた生徒一人一人の能力を最大限伸ばす個別最適化された学び
- 将来の地域を支える人材を育てるふるさとキャリア教育の推進
- 地域から問題提起し、世界に貢献する行動ができる力を育成する学び
- 高等学校教育の普通科改革に対応した本県の普通学科の在り方
- 地域の産業界を支える視点での本県の専門学科の在り方
- 特別な支援が必要な生徒に対する指導及び支援の在り方
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方

2 新しい時代における県立高等学校の教育環境整備の方策

- 今後も続く生徒減少の中での学校規模の在り方
- 普通学科と専門学科、総合学科との適正配置の在り方
- 中山間地の小規模校の在り方
- 公立・私立高等学校、高等専門学校の役割分担や連携の在り方
- Society5.0の社会に対応したICT利活用教育に関する学校施設・設備の在り方

第2回鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の概要について

令和3年3月24日

いじめ・不登校総合対策センター

「第2回鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会」を以下のとおり書面開催し、不登校やいじめ問題等の現状及び今後の取組に関する本県の考え方などについて意見を伺ったので報告します。

1 第2回鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の目的

いじめ問題や不登校支援について本県の現状及び今後の取組に関する本県の考え方について、委員に意見を伺い、今後の本県の取組及び施策等の参考にする。

なお、第2回連絡協議会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面開催とした。

2 資料送付日 令和3年1月25日（月）

3 委員 22名

（県弁護士会、県医師会、県臨床心理士会、県社会福祉士会、不登校の親の会ネットワーク、フリースクール協議会、県PTA協議会、県高等学校PTA連合会、県特別支援学校PTA連合会、鳥取地方法務局、私立中学高等学校長会、県小学校長会、県中学校長会、県高等学校長協会、県特別支援学校長会、都市教育長会、町村教育長会、県人権局、県福祉保健部、県子育て・人材局、福祉相談センター、県警察本部）

4 内容

- (1) 令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果における鳥取県の状況について
- (2) 令和元年度県独自調査における集計結果について
- (3) いじめ問題等への取組及び不登校支援に関する県の考え方について【資料1】
- (4) 教職員研修用動画「いじめ問題への対応（初期対応編）」について【資料2】

※(1)(2)の資料は、11月常任委員会における別添資料「令和2年度いじめ・不登校対策本部会議について」の資料と同様のもの。

5 委員の回答項目

- 本県の今後の取組についての意見
- いじめ問題への対応動画についての意見
- その他（日頃、課題だと思われるところ、連絡協議会の開催方法など）

6 委員からの回答

○意見の概要

- ・児童生徒が抱える課題の要因が複雑になってきており、児童生徒理解を深めることはもちろん、具体的な困難事例を使っての支援・対応策の検討や、マニュアルの活用方法、関係機関との連携等の周知が必要になる。
- ・いじめ問題についてはインターネット上でのいじめへの対策や、適切かつ丁寧な保護者への対応が必要である。
- ・家庭支援、家庭教育等についても重要になることから、市町村教育委員会や、市町村の福祉部局とのより一層の連携が必要である。

(1) 本県の今後の取組に対しての具体的な意見

◆「安心して過ごせる学校づくり」に対しての意見

- ・学校の内外に児童生徒、教員のレスキューの場が必要。
- ・心の問題は安心した人間関係があって初めて表出されるように思う。ICTを使った心模様の把

握は一步間違えば心への侵食的なものになるので、慎重に考える必要があるように思う。

- ・不登校やいじめ、自死にかかわる案件が増加している。S C (スクールカウンセラー) やS S W (スクールソーシャルワーカー) との連携が必要で、特にS Cとの面談回数も増えている。S Cとの面談回数を増やすよう予算措置をお願いしたい。

◆「教職員の指導力向上のための取組」、「学校の組織力向上のための取組」に対する意見

- ・発達障がいについての理解が不足していると感じる。
- ・相談窓口への相談件数が少ないのは、S C、S S W・教育支援センター等との連携が進んだ成果だと考えられる。
- ・「いじめ対応マニュアル」、「不登校支援ガイドブック」など、マニュアルの目的毎に研修が開催されているが、実際には要因が絡み合った事案が多く、学校としては活用しづらいので、困難な事例を通して、複数のマニュアルをどう活用していくかという研修の方がマニュアルを活用しやすい。
- ・SNSの普及に伴いSNSを使いたいじめ等の増加が懸念される。表面に現れにくく難しいが、早期対応に向けた取組が必要だと感じる。
- ・不登校やいじめ問題などについて、学校と保護者が話し合いや協議をする際、S S W、S C、外部の支援者を初期の段階から入れた方がよい。
- ・「不登校支援ガイドブック」及び不登校相談窓口は、活用後の状況が把握できていないと効果も改善点も見えてこないなので、活用実績についてアンケートを取り、検証することが大事だと思う。

◆「児童生徒の状況に応じた学習保障・家庭支援の取組」に対する意見

- ・学校の生徒への温かい指導が保護者にきちんと伝わっていないことが、保護者の不信感につながっているのではないかと。また、教師の保護者への対応の場や時間が不足しているのではないかと。
- ・保護者の理解、家庭の協力が重要である。平時から学校と保護者の良好なコミュニケーションが保てるよう家庭や子どもの悩みを共有できるような場が必要と考える。
- ・不登校の要因として家庭教育力の低下も影響しているのではないかと。
- ・高校中退の数字から、ニートや引きこもりにつながらないように福祉分野とのより一層の連携が必要だと感じる。
- ・当事者やその保護者の思いを知るためにも、親の会や当事者の会との研修会をしてほしい。

◆「児童生徒の力を育てる学級づくりのための取組」に対する意見

- ・「学級づくり」の重要性は柱になると思う。
- ・特別活動において、話し合いを充実することにより自己有用感が生まれ、いじめの未然防止や暴力行為の減少につながるだけでなく、学力向上にもつながると思う。

(2) 教職員研修用動画「いじめ問題への対応（初期対応編）」に対する意見

※この動画は、いじめ・不登校総合対策センターが作成し、校内研修で活用しやすいように10分程度の長さとし、内容も「初期対応」に絞って、ポイントをわかりやすくした。(【資料2】参照)

- ・このように段階的に分けて学べるとその都度の対応の仕方が頭に入りやすい。
- ・保護者の思いに寄り添うためにも、参考になる資料である。事例演習もあり、活用しやすい。
- ・短時間でポイントが絞ってあるので校内研修等で活用しやすい。
- ・より具体的な場面で活用できるために、もう少し内容に引き込むような動画だとよいと思う。

7 今後について

○委員から伺った意見について、以下の点を検討する

- ・具体的な困難事例を使っての支援・対応策の検討や、マニュアルの活用方法、関係機関との連携等に係る研修の実施
- ・家庭支援、家庭教育に係る市町村教育委員会や市町村の福祉部局との連携の強化
- ・インターネット上でのいじめやトラブルへの対策
- ・いじめ問題への対応研修用動画については、今後、カテゴリー別に数本作成する予定であり、そこに委員から伺った意見を取り入れていく

いじめ問題等への取組及び不登校支援に関する県の考え方について（概要）

(1) 令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及び具体的事例から見えてきた課題

【いじめ・暴力行為】

いじめを受けている児童生徒及びその保護者に寄り添った対応をすることが大切であるとの理解は進んできたが、個別の事例から、いじめや暴力行為を繰り返す児童生徒に対して、表出している姿への対応だけでなく、その子どもの背景や要因などを理解（児童生徒理解）し、適切な対応をすることが必要であるということが改めて見えてきた。

【不登校】

要因・背景として、小・中学校とも割合が高い「無気力・不安」について、個別の事例に当たるなどして実態を把握し分析した結果、家庭への支援の必要性とともに、児童生徒理解に基づいた支援のさらなる充実の必要性が見えてきた。

(2) 今後の取組について

○安心して過ごせる学級づくり

- ・特別活動等に焦点を当て、教師と児童生徒との信頼関係や、児童生徒相互のよりよい人間関係を育て、安心感や自己肯定感を高める取組を推進する
- ・スクールカウンセラーと教職員が協働した不安の解消等に関する心理教育を実践し、各域内において共有する
- ・ICTを活用した毎日の子どもの心模様を把握するための仕組みをつくる

○教職員の指導力向上のための取組

- ・児童生徒理解について、「出かけるセンター研修」の活用を働きかける
- ・不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック「あしたも、笑顔で」を周知徹底する
- ・教職員向け不登校相談窓口のさらなる周知を行う
- ・教職員の力を高めるための情報を広く共有する取組の推進

○児童生徒の状況に応じた学習保障・家庭支援

- ・ICTを活用し、家庭・相談室・教育支援センター等における支援に取り組み、学びの選択肢を広げる（自宅学習支援、校内サポート教室、タブレットを活用した遠隔授業）
- ・就学前の保護者・家庭への支援を、県の教育相談の中で行う

○学校の組織力向上のための取組

- ・いじめ対応マニュアルを周知徹底する（出かけるセンター研修、行政説明会、各種研修等）
- ・いじめ発見からいじめの認知・初動対応やその他のポイント等について、教職員研修動画資料を作成し、C4th（学校業務支援システム）の教育支援サイトに掲載する
- ・教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー研修により、いじめ問題への対応力を上げる

○児童生徒の力を育てる学級づくりのための取組

- ・児童生徒の実態を踏まえた学級経営等により、児童生徒の学びの質やよりよい人間関係を構築する力を高める

教職員研修用資料

いじめ問題への対応 【初期対応編】

鳥取県教育委員会事務局
いじめ・不登校総合対策センター 作成



鳥取県いじめ対応マニュアル

いじめの重大事態から学ぶ

もくじ

- 【1】 全国のいじめの重大事態から学ぶ
- 【2】 いじめの発見から解決までの基本的な対応
- 【3】 当事者等からの聞き取り・対応のポイント
- 【4】 いじめ対応を行う際の手続きのポイント
- 【5】 いじめが起きていないと見られるポイント
- 【6】 ネット上のいじめへの対応
- 【7】 特定事業者によるいじめへの対応
- 【8】 学校が行うべき早期発見の手立て
- 【9】 ISOSの出し方概要、の留意
- 【10】 目録から学校の取組書として行うべきこと
- 【11】 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携
- 【12】 重大事態の対応についての理解
- 【13】 いじめの隠微性がある自殺及び自死が疑われる死亡事案発生時の対応
- 【14】 いじめを原因とする不登校重大事態に関する調査の取組（概要）

～教職員のための研修資料～
【15】 ケースメソッドによる研修
【16】 ロールプレイング・ケースメソッドでの研修
<引用・参考文献>

お手元にご用意ください

鳥取県いじめ対応マニュアル
いじめの重大事態から学ぶ

鳥取県教育委員会（令和元年9月）

2

初期対応を誤ると・・・

- 重大事態につながりやすい
- 保護者からの信頼を損ねかねない



いじめを発見・相談を受けた 場合の注意点

鳥取県いじめ対応マニュアル【15ページ～】



いじめを発見した場合

鳥取県いじめ対応マニュアル【15ページ】

- その時に、その場で感情的にならず、毅然とした態度で制止する。
- 状況把握を的確に行い、適切な指導・対応を行う。
- 直ちに集約の担当者に報告・連絡し、組織的に対応を行う。



いじめの相談を受けた場合

鳥取県いじめ対応マニュアル【15ページ】

- 関係の教職員への報告・連絡を行う。
- 関係した子どもを集め、事実に基づいた具体的な行動や言葉を確認する。
- 不安を受け止め、安心感を与えながら、一緒に考えようとする姿勢で対応する。



ポイント

- いじめを受けた子どもを「守る」、子どもに「寄り添う」ことを第一に。
- 聴き取りは「5W1H」＋「心情（被害、加害）」「現在の状況」
- 情報は時系列に整理し、一元化する。
- 必ず情報共有すること。



いじめの初期対応における チェック項目

鳥取県いじめ対応マニュアル【11ページ】



鳥取県いじめ対応マニュアル 11ページ

(2) いじめの初期対応におけるチェックシート **CHECK!**

【チェック項目】
● 正確な実態把握
<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童生徒からの聴き取り及び記録
<input type="checkbox"/> いじめを行った児童生徒からの聴き取り及び記録
<input type="checkbox"/> 周りの児童生徒からの聴き取り及び記録
<input type="checkbox"/> 関係教職員間での情報共有及び正確な実態把握
● 指導体制及び指導方針の決定
<input type="checkbox"/> 学校いじめ対策協議等の開催及び対応方針の決定
<input type="checkbox"/> 全ての教職員との情報共有
<input type="checkbox"/> 市町村（県）教育委員会との連携（報告・支援）
● いじめを受けた児童生徒への支援

- 正確な実態把握
- 指導体制及び指導方針の決定
- いじめを受けた児童生徒への支援
- いじめを行った児童生徒への指導・支援
- 保護者との連携
- 専門家・関係機関との連携



対応のポイント

鳥取県いじめ対応マニュアル【17ページ～】



いじめを受けている子どもへの対応のポイント

鳥取県いじめ対応マニュアル【17ページ】

- ❑ つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ❑ 「最後まで守ってくれる」という安心感を与える。

子どもが言えない、言わない心の内を理解しましょう



「いじめを受けた児童生徒の心情」



- いじめを受けた児童生徒の心は大きく揺れ動きます。
- 自分からSOSを発信できるとは限りません。周りにいる人がいち早くサインに気づき、早期に対応する必要があります。
- いじめが解消したあとも、心の傷はすぐには癒えません。長期間にわたる見守りと、聴き取り等が必要です。



いじめを受けている子どもの保護者への対応のポイント

鳥取県いじめ対応マニュアル【18ページ】

- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け入れる。
- 学校として解決に向かって取り組むことを伝える。
- 指導の経過や状況等、継続して家庭と連携を図る。

保護者の気持ちに寄り添ったいねいな対応をしましょう



いじめを行った子どもへの対応のポイント

鳥取県いじめ対応マニュアル【19ページ】

- 行動に対して毅然とした態度で指導を行い、いじめが許されない行為であることを理解させる
- いじめを行ってしまった要因・背景を分析し、いじめを行った子どもの内面を見つめた支援を継続的に行う。

人をいじめてしまうのは、その子が何か課題や問題を抱えているからだと考えましょう



いじめを行った子どもの保護者への対応のポイント

鳥取県いじめ対応マニュアル【20ページ】

- いじめの定義をもとに、学校がいじめとして認知したことについて理解を得る。
- 「いじめは決して許されない行為」だという姿勢のもと、事の重大さを理解してもらい、家庭での指導をお願いする。
- 保護者対応は、複数の教職員で、事実に基づいて丁寧に行う。

いじめを行った子どもの保護者の思いを理解しましょう



保護者との関わり方の「さしすせそ」

「最初が肝心、しっかり傾聴、素早く動き、正確な記録を取って、組織で対応」

「さ」最初が肝心（初期対応）

初期対応の在り方が、その後の対応の成否を決定します。子どもの心のケアは即時対応が原則です。子どもの苦痛があった場合など、一刻も早い対応が求められます。

「し」しっかり保護者の話を聴く

保護者は、必死に子育てに励んでいます。「何を訴えたいのか」「何を望んでいるのか」保護者の話に耳を傾け、聴きもらさない姿勢で臨むことが大切です。



保護者との関わり方の対応の「さしすせそ」

「最初が肝心、しっかり傾聴、素早く動き、正確な記録を取って、組織で対応」

「す」素早く行動する（判断・決断・実行）

素早く事実を確認し、対応を協議します。

「せ」正確な記録

特にいじめ問題については会議録、対応記録等の記録が重要になります。

「そ」組織で対応

「一人で何もかもできる人はいない」の原則に常に立ち回り、管理職や同僚に相談し取り組む必要があります。



まとめ 【大事なこと】



- 被害の児童生徒、保護者に寄り添う。
- 加害の児童生徒、保護者にもきちんと指導助言を行ったうえで、背景や思いに寄り添う。
- 必ず記録を残す。
- 情報を一元化し、情報共有を確実に。
- 組織で速やかに対応。
- 普段からの信頼関係の構築。（教員同士、保護者）



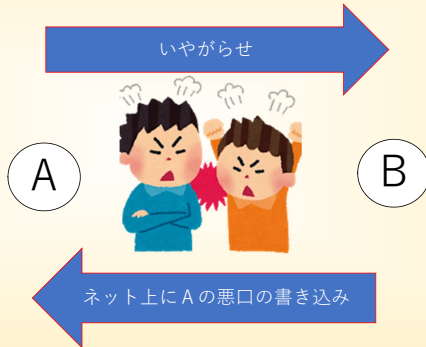
事例演習

こんなとき、どう対応する？
考えてみましょう。



【AとBにそれぞれどのように対応しますか】

はじめ、AはBに嫌がらせをした。
それに腹を立てたBはネットにAの悪口を書き込んだ

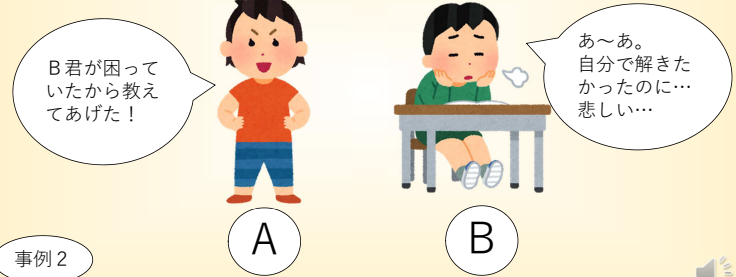


事例 1



【AとBにそれぞれどのように対応しますか】

算数の時間、Bが自分で解きたかった問題の答えをAが好意で教えた。



事例 2



【保護者の意見にどのように答えますか】



うちの子は、からかっただけ。いじめではない。

事例 3



【保護者の意見にどのように答えますか】



うちの子は仕返しをしたんだから、正しいことをしている！
どうして指導されるんだ！

事例 4



とっとりデジタルコレクション公開記念シンポジウムの開催について

令和3年3月24日
図 書 館

鳥取県立図書館は、令和3年3月1日に、県立公文書館、県立博物館、県埋蔵文化財センターとともに、デジタルアーカイブシステム「とっとりデジタルコレクション」の公開を開始した。デジタルアーカイブシステムの可能性や、デジタル化した資料がどのように活用できるか、講演、ディスカッションを通して考える公開記念シンポジウムを開催した。

1 日 時

令和3年3月14日（日）午後1時から午後3時45分まで

2 会 場 鳥取県立博物館講堂

3 内 容

(1) 開会行事

(2) 記念講演（講演はリモート）

『デジタルアーカイブでつなげる、あなたのまち』

講師：浅野 隆夫氏（札幌市中央図書館利用サービス課長）

(3) 事業報告

『「とっとりデジタルコレクション」について』

鳥取県立図書館情報相談課司書 中村 愛

(4) ディスカッション『「とっとりデジタルコレクション」の可能性と今後の展望』

コーディネーター 田中 健一（鳥取県立公文書館長）

シンポジスト 浅野 隆夫氏（前出）

茶谷 満（鳥取県立博物館学芸課普及担当専門員兼学芸員）

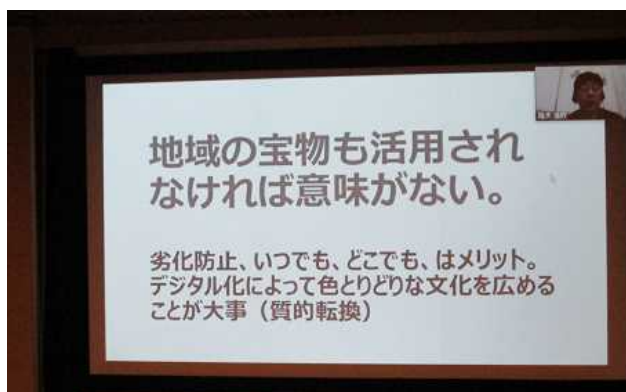
東方 仁史（鳥取県埋蔵文化財センター企画研究担当係長）

中尾有希子（鳥取県立図書館郷土資料課長）

4 参加人数 77名

5 参加者の感想

- ・貴重な資料を抱え持つのではなく、公開することがいろいろな広がりや可能性があることについて、好事例をご紹介いただき、理解につながった。
- ・とにかく利用されることが大切ということがよく分かった。
- ・各館の取組み、デジタルアーカイブの可能性と活用法について具体的なアイデアが出され面白かった。
- ・ICTの今後の展開、GIGAスクール構想による整備で学校図書館が取り残されないよう、こういった県のデジタル化の動きやデジタルソースの活用法について把握し、きちんと紹介できるようにしておく必要があると思う。



【記念講演】



【パネルディスカッション】

企画展「受贈記念 垣田堅二郎(かきた・けんじろう)コレクション展」の開催について

令和3年3月24日
博 物 館

1 概 要

当館は令和2年度に倉吉市在住の垣田堅二郎氏より、版画作品を中心とした167点の美術作品の寄贈を受けました。これを記念して、コレクションの全貌を紹介する展覧会を開催します。

鳥取県では、令和7年春に新しい県立美術館の開館を予定しており、日本画や洋画といったジャンルをふまえた常設展示室を設け、多様な所蔵作品を紹介する予定です。

今回の受贈によって、これまで当館では比較的手薄であった近現代版画の所蔵内容が充実し、コレクションの核となる名品を得たこととなります。本展は、これまで紹介する機会が少なかった本格的な版画展になりますので御期待下さい。

<見どころ>

(1) ジョルジュ・ルオーの版画集「流れる星のサーカス」

受贈作品には、日本でも根強い人気のあるジョルジュ・ルオーの代表的な版画集のひとつ「流れる星のサーカス」全17点が含まれており、それらをすべて御紹介します。

(2) 深澤幸雄(ふかざわ・ゆきお)、菅井汲(すがい・くみ)の作品

コレクションには27名の作家が含まれていますが、なかでも日本を代表する銅版画家の深澤幸雄、パリで活動を続けた菅井汲の二人の作家については、代表的な名品が集中的に収集されましたので御紹介します。さらに宇佐美圭司(うさみ・けいじ)、李禹煥(リー・ウーファン)、中林忠良(なかばやし・ただよし)といった日本の近現代版画史を語る際には欠かせない作家の代表作も数多く収められましたので、併せて御紹介します。

2 会 期 等 令和3年4月10日(土)から5月9日(日)まで 27日間(月曜休館)

3 会 場 鳥取県立博物館2階 第1・第2特別展示室

4 主 催 鳥取県立博物館

5 協 賛 日本通運(株)、(株)モリックスジャパン、(株)吉備総合電設、三和商事(株)、(株)鳥取県情報センター

6 料 金 一般600円(前売および20名以上の団体は400円)
(大学生以下、70歳以上の方、学校教育活動での引率者、障がいのある方・要介護者等及びその介護者は無料)

7 関連事業 講演会、関連映画等上映、ギャラリートーク等(別添チラシ参照)